

空き家再生等推進事業（社会資本整備総合交付金等の基幹事業）

居住環境の整備改善を図るため、空き家・不良住宅の除却、空き家の活用等に取り組む市町村に対し支援を行う

事業内容

- ・空き家の除却
例：不良住宅の除却
ポケットパークとして跡地を利用する空き家を解体
- ・空き家の活用
例：空き家を地域交流施設に活用
- ・空家等対策計画の策定等に必要な空き家の実態把握
- ・空き家の所有者の特定
例：所有者の特定のための交通費、通信費、委託費等

空き家の除却



居住環境の整備改善のため、
空き家を除却しポケットパークを整備

空き家の活用



地域活性化のため、空き家を
活用し観光交流施設を整備

補助対象

空家等対策計画に定められた空家等に関する対策の対象とする地区において行う事業
(上記要件は空き家の除却、活用に限る)

補助率

	所有者が実施			地方公共団体が実施	
除却	国 2/5	地方公共団体 2/5	所有者 1/5	国 2/5	地方公共団体 3/5
活用	国 1/3	地方公共団体 1/3	所有者 1/3	国 1/2	地方公共団体 1/2